

緊 急

「飲酒運転根絶」と「輸送の安全確保」の緊急要請

～事業者による飲酒運転事故の発生～

令和7年10月20日

一般社団法人 千葉県トラック協会

会 長 池 田 和 彦

交通対策委員会

委員長 齋 藤 政 雄

昨年10月1日「自動車運送事業者に対する飲酒・酒気帯び運転等に対する行政処分」が別紙のとおり大幅に強化されたところではありますが、本年9月28日に、当協会の会員事業者が宮城県内において大型トラクタヘッド(単体)で運行中、縁石や電柱に衝突する事故を起こし当該ドライバーは酒気を帯びていたことが発覚いたしました。

各事業者におかれましては、2021年6月八街児童5人死傷事故の発生以降、千葉県全体で飲酒運転の根絶に努めていることを忘れず、下記マニュアル等を活用して改めて運転者等に指導徹底を図り、「飲酒運転の根絶」と「輸送の安全確保」に取り組んでいただきますよう要請いたします。

記

◇ドラレコ映像から考える飲酒運転の危険性



2次元コードで
視聴可能

～令和5年12月 協会作成DVD 貸出し中 HPで申込み可～

◇飲酒運転防止対策マニュアル



～令和6年9月 全日本トラック協会 (HPよりダウンロード) ～

◇自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル



～令和6年3月 国土交通省物流・自動車局 (HPよりダウンロード) ～

◇千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

～令和4年1月 千葉県 ((HPよりダウンロード) ～



飲酒運転が事業者に及ぼす影響

違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係わる指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和6年10月1日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守6件以上から、点呼の未実施の場合は未実施20件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに1件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることとなります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である800日車（80点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

処分量定の引き上げ

●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 5件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未遵守計 6～15件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守6件以上 初違反1件2日車 再違反1件4日車
未遵守計 16件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守20件以上 初違反1件1日車 再違反1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車 再違反 200日車

●指導監督義務違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

●点呼の実施違反（新設）

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。



事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止